

# 淀橋区 区民館管理規約

昭和五十一年四月一日制定 昭和五十六年四月五日改定  
昭和五十九年十月一日改正 平成元年十二月一日改正  
令和六年四月二十日改正

(名称)

第一条 当館は、「淀橋区民館」と称する。(以下区民館と云う)、所在は富士宮市淀川町八番十号に位置する。

(目的)

第二条 ①区民館は区、及び区内諸団体の活動の場に供するとともに、区民の個人的慶弔の会場としても提供することとする。

②その他、企業・団体による催し物会場としての使用を認め、広く活用する。

③使用に関し管理の適正を図ることとし、併せて、館内の什器備品等の使用も同様とする。

(運営)

第三条 区民館及び駐車場の使用を希望する場合は、申込用紙に使用日時、目的、参集人員、責任者(連絡場所)等を明確にして申し込み、別に定める使用料を納めることにより開放する。但し、駐車場は無料とする。

(管理)

第四条 区民館の管理及び運営は、「区役員会」がその任にあたる。

(区民館館長)

第五条 ①区民館館長(以下館長と云う)は「区役員会」で専任者を人選し、区長はこれを任命する。

②館長の任期は一期二年とし、再任を妨げない。

③館長には、管理費として別に定める費用を支払う。

(館長の業務)

第六条 館長は次の業務を行う。

①区民館運営の会計経理。

②区民館使用の受付及び使用予定表の作成。

③区民館使用料の徴収。

④什器、備品の管理と整備。

⑤火災予防と戸締り。

⑥使用者に対し、防火管理上必要な指示。

⑦館内の清掃。

⑧その他区民館に関わる一切の業務。

(会議)

第七条 区民館運営会議は、次の通りとする。

①通常会議は、「区役員会」で開催する。

②臨時会議は、区長の招集により開催する。

(区民館使用拒否)

第八条 区民館の使用について、次の場合はこれを拒否することができる。

①区民館及びその施設に損傷を与える恐れのある者。

②紛争の動機又は、温床になる恐れのある集会。

③集会人員過多により、収容上問題になる集会。

④その集会の目的が、淀橋区に害する集会。

⑤その他区民の不利益になる集会及びそれに準ずる使用。

(会計及び報告)

第九条 区民館の会計は、区民館の使用料及び区からの助成金による。

報告は、区会計年度と同時に行う。

(余剰金)

第十条 区民館の会計監査後、余剰金が出た場合は、淀橋区「区民館建設基金」へ積み立てる。

(その他)

第十一条 区民館に関わる事は、淀橋区「区役員会」で諮る。

第十二条 区民館を使用する者は、この規約によるもののほか、防火管理者の定める「消防計画」の規定を厳守しなければならない。

付 則

一、この規定は、公布の日から施行する。

二、区民館使用料金は別記の通りとする。

三、この規定は、令和六年四月二十日から施行する。

# 区民館管理 内規

令和四年八月五日制定

## 【区民館の什器、備品の購入】

- (1) 区民館管理委員は、区民館の什器、備品の購入にあたっては  
一万円を超える場合は区役員会に諮り、購入する。  
一万円未満の場合は、この限りではない。

## 【区民館駐車場の扱い】

- (1) 区民館北側の駐車場の管理は、区民館管理委員が行う事とし  
利用は、区民館利用者及び公園利用者とする。  
但し、区民館管理委員の承諾を得た者は、この限りではない。
- (2) 区民館駐車場の清掃は区民館清掃当番の町内会が区民館の  
清掃日に同時に行う。

☆ 付則

- ① この内規の改廃は「区役員会」において行う。
- ② この内規は令和四年八月五日より施行する。